

2017年12月開催 ASAF 会議報告

かさい さとし
ASBJ 専門研究員 河西 聡

I. はじめに

2017年12月7日、8日に、ロンドンで第19回会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)会議が開催され、企業会計基準委員会(ASBJ)からは小野委員長ほかが出席した。議題は次のとおりであった。

- (1) 基本財務諸表
- (2) 開示に関する取組み
 - ① 「重要性がある」の定義
 - ② 開示原則
- (3) IFRS 第13号「公正価値測定」の適用後レビュー
- (4) より幅広い企業報告
- (5) 学界との連携
- (6) 情報の不足及び連結財務諸表
- (7) IFRS 第8号「事業セグメント」の改善
- (8) 共通支配下の企業結合
- (9) プロジェクトの近況報告とASAFの議題

本稿では、(1)及び(2)②について、ASBJの発言を中心に議論の概要を紹介する。

II. 基本財務諸表

国際会計基準審議会(IASB)は、「財務報告

におけるコミュニケーションの改善(Better communication in Financial Reporting)」の一環として、基本財務諸表に関するリサーチ・プロジェクトに取り組んでいる。今回のASAF会議では、2017年11月のIASBボード会議において審議された以下の論点に関して議論が行われた。

- (1) 財務業績計算書における投資区分の表示
- (2) 財務収益/費用の定義
- (3) その他の包括利益に関する情報を伝達するためのより適切な方法

本稿では、議題の概要として、2017年11月のIASBボード会議におけるIASBスタッフの提案の概要及び暫定決定の概要を記載したうえで、今回のASAF会議における議論の状況を記載している。

財務業績計算書における投資区分の表示

1. 議題の概要

IASBスタッフは、財務業績計算書に投資区分を導入する論点に関して、2017年9月のIASBボード会議においてボード・メンバーから聞かれた懸念事項及び提案に対処するものとして、5つの提案等¹を行った。本稿では、このうち、「関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益の表示場所」及び「『投資・財務・法人所得税前利益』の名称」に関する提案

等の内容を記載している。

(1) 2017年11月のIASBボード会議におけるIASBスタッフの提案等

① 関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益の表示場所

IASBスタッフは、関連会社及び共同支配企業への投資が、企業の事業活動にとって「不可分である (integral)」場合について、次の2つのアプローチを識別したうえで、比較可能性の向上と表示の一貫性を理由として、アプローチAを採用することを提案した。

- アプローチA：すべての関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益を1つの場所（すなわち、投資区分）に表示することを企業に要求する。
 - アプローチB：関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益のうち、企業の事業活動にとって「不可分な (integral)」ものを投資区分の外に表示することを企業に要求する一方、「不可分ではない (non-integral)」ものを投資区分の中に表示することを企業に要求する。
- ② 「投資・財務・法人所得税前利益」の名称
IASBスタッフは、ボード・メンバーに対して、「投資から生じる収益/費用（又は「投資区分」）²」を控除する前の小計である「投資・財務・法人所得税前利益」を「営業利益」として表示する意向があるかを確認した。

(2) 2017年11月のIASBボード会議における暫定決定

IASBは、①の提案については暫定決定に至らなかったため、基本財務諸表プロジェクトの最初のデュー・プロセス文書に、考えられる異なるアプローチの議論を含めるようスタッフに指示した。②の提案については、IASBは「投資から生じる収益/費用」区分の前の小計の名称を「営業利益」としないことを暫定決定した。

2. 議論の状況

ASBJが行った主な発言の要旨は以下のとおりである。

- (1) 基本財務諸表プロジェクトでは、表示のみを扱い、認識及び測定の問題に立ち入るべきではない。例えば、確定給付負債の純額から生じる利息費用や、関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益の表示場所に関する暫定決定については、会計処理に係るIASBの見解が織り込まれているようである。これらは容易に解決できる論点ではないため、基本財務諸表プロジェクトでは、現行の認識及び測定に関する要求事項に基づき検討を行うことを強く推奨する。我々の専門委員会においても、IASBの明確な見解が定まるまで持分法投資損益を1つの場所に表示することには同意したとしても、それは一時的な措置でしかないという意見も聞かれた。
- (2) 持分法投資について、「重要な影響力 (significant influence)」は偶然得られるものではなく、明示的な意思決定により獲得するも

1 IASBスタッフは、「投資収益/費用の定義」、「投資区分に含まれる項目の記述」、「関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益の表示場所」、「投資区分という用語の変更」及び「『投資・財務・法人所得税前利益』の名称」に関する提案等を行っている。

2 2017年11月のIASBボード会議では、基本財務諸表プロジェクトにおいて検討を行っている財務業績計算書における「投資区分 (investing category)」という用語を「投資から生じる収益/費用 (income/expense from investments)」に変更することが暫定決定された。

のであるため、ほとんどの投資は、企業の事業活動と不可分であり、投資ではなく営業として表示することになるだろう。

- (3) 営業利益については、財務及び投資の残余としてではなく、直接的に定義するアプローチを検討すべきである。

(3)のASBJの発言に関連して、他の複数のASAFメンバーから、ディスカッション・ペーパーがこのプロジェクトの成果物となることに期待しているが、当該ディスカッション・ペーパーには、少なくとも営業に関し、「直接定義する」、「残余として定義する」、「何も定義しない」という3つのアプローチを提案し、メリットとデメリットに関して議論することが必要であるという意見が聞かれた。

財務収益/費用の定義

1. 議題の概要

IASBは、財務業績計算書において、利息及び税金前利益(EBIT)(又は「財務・法人所得税前利益(profit before financing and income tax)」)の表示を要求することを検討している。

2017年11月のIASBボード会議において、IASBスタッフは、当該小計を導入するため、「財務収益/費用の構成要素」、「『余剰資金』に代わる用語」及び「『財務活動』の明確化」の3点に関して提案を行った。本稿では、このうち、「財務収益/費用の構成要素」及び「『余剰資金』に代わる用語」の提案の内容を記載している。

- (1) 2017年11月のIASBボード会議におけるIASBスタッフの提案

① 財務収益/費用の構成要素

IASBスタッフは、財務収益/費用を、「財務活動」に焦点を当てた次の5項目から構成することを提案した。

- (ア) 実効金利法で計算された現金及び現金同

等物から生じる利息収益

- (イ) 現金、現金同等物及び財務活動から生じるその他の収益

- (ウ) 財務活動から生じる費用

- (エ) その他の財務収益

- (オ) その他の財務費用

② 「余剰資金」に代わる用語

IASBスタッフは、「現金及び現金同等物」を、財務収益/費用を定義する際の「現金及び余剰資金の一時的な投資」に代わる用語として使用することを提案した。

- (2) 2017年11月のIASBボード会議における暫定決定

IASBは、①及び②の提案について、IASBスタッフの提案のとおり暫定決定を行った。

2. 議論の状況

ASBJが行った主な発言の要旨は以下のとおりである。

- 「余剰資金」に代わる用語として「現金及び現金同等物」を用いることに関する暫定決定について、「現金同等物」に該当するか否かは、会計方針によるため、比較可能性のある小計としてEBITを導入するという目的を達成するためには、より強固な定義が必要ではないか。今後議論が予想される、MPM(経営者業績指標)よりも比較可能性が低くなる可能性が高いのではないか。

「余剰資金」に代わる用語に関する提案について、他のASAFメンバーから、原則主義的な定義を支持している一方で、IASBが検討している提案は細則主義的なものであるため、支持しないという意見が聞かれた。また、当該メンバーは、「財務収益/費用の構成要素」についてIASBに対して、財務諸表上に5つの行項目を別個に表示することを要求することを意図しているのかを確認した。これに対して、IASB

スタッフは、そのように考えている旨の回答を行った。

その他の包括利益に関する情報を伝達するためのより適切な方法

1. 議題の概要

2017年11月のIASBボード会議において、IASBスタッフは、その他の包括利益（以下「OCI」という。）に関する情報を伝達するためのより適切な方法について提案を行った。本稿では、当該ボード会議で提案された論点のうち、ASAF会議において論点として取り上げられたOCI項目の名称及び順番の改善に関する提案の内容を記載している。

(1) 2017年11月のIASBボード会議におけるIASBスタッフの提案

① IASBスタッフは、財務業績計算書におけるOCIセクションの2つのカテゴリーの名称を以下のとおり変更することを提案した。

(ア) 「純損益の外で報告される再測定 (remeasurements reported outside profit or loss)」(従来は、「純損益に振り替えられないOCI項目」とされているもの)

(イ) 「将来の純損益に含められる収益及び費用 (income and expenses to be included in profit or loss in the future)」(従来は、「純損益に振り替えられるOCI項目」とされているもの)

② IASBスタッフは、2つのカテゴリーの間に「純損益の外で報告される再測定後の利益 (income after remeasurements reported outside profit or loss)」という小計を新たに導入することを提案した。

なお、当該提案の概要は、以下の図表のとおりである。

現在の表示	改訂後の表示
収益	収益
…	…
税引前利益	税引前利益
税金費用	税金費用
純損益	純損益
純損益に振り替えられないOCI項目	純損益の外で報告される再測定
	純損益の外で報告される再測定後の利益
純損益に振り替えられるOCI項目	将来の純損益に含められる収益及び費用
包括利益	包括利益

(2) 2017年11月のIASBボード会議における暫定決定

IASBは、①の提案について、IASBスタッフの提案のとおり暫定決定を行った。一方、②の提案に関しては、小計を導入しないことを暫定決定した。

2. 議論の状況

ASBJが行った主要発言の要旨は以下のとおりである。

(1) 純損益を定義すべきであり、定義されていないOCIを2つに区分したとしても、OCIに関する情報を伝達するうえでの改善は限定的ではないか。

(2) 「将来の純損益に含められる収益及び費用」には、純損益の外で報告される再測定も含まれるのではないか。その意味において、名称が不正確なのではないか。IASBが名称を変えようとするのであれば、再考する必要がある。

(3) IASBボード会議で否決された「純損益の外で報告される再測定後の利益」という小計について、我々は、有用な小計にはクリーン・サープラス関係が必要であると考えているが、そのような小計のすべてが将来キャッ

シュ・フローの予測に有用となるわけではない。その意味において、スタッフ提案の小計は有用ではなく、IASBの暫定決定を支持する。

他のASAFメンバーからも、ASBJの発言と同様、提案の内容に否定的な意見が多く聞かれた。あるASAFメンバーは、当該ASAFメンバーの法域では、OCIの名称変更や追加的な小計に関するIASBスタッフの提案は支持されなかったとし、OCIの累計額及び関連する取引を説明することが透明性に役立つと考えているため、開示に関してOCI項目と他の項目の比較分析を行うことは有用であるとする旨の発言を行った。

Ⅲ. 開示に関する取組み

開示原則

1. 議題の概要

今回のASAF会議では、IASBが2017年3月に公表したディスカッション・ペーパー「開示に関する取組み—開示原則」（以下「開示原則DP」という。）に対して寄せられたコメントの概要の共有及び開示原則プロジェクトの次のステップについてASAFメンバーの助言を求め、議論が行われた。

(1) フィードバックの概要

開示原則DPに対して寄せられたコメント・レターを分析すると、「開示の問題点（①目的適合性のある情報が十分でない。②目的適合性のない情報が開示されている。③コミュニケーションが効果的でない。）」が存在することについては共通の理解が得られたものの、その主要な原因については見解が分かれていた。しかし、ポジティブな変化を達成するうえで、IASBが貢献できることがあるという点には、

ほぼ全員が同意していた。

(2) プロジェクトの焦点の適切性に関するフィードバック

次の点について、コメント提出者の見解は概ね同じであった。

- 一部の予備の見解については、今後の開発状況をみなければ、実務上の影響を完全に理解することは難しいため、本プロジェクトはより具体的かつ深度ある分析を行う必要がある。
- 「コミュニケーションの改善（Better Communication）」を1つの全体論的（holistic）なプロジェクトとするか、各プロジェクトの境界を明確に区別すべきであり、全体的なアプローチにおける重複、断片化（fragmentation）及び相互干渉について懸念がある。
- IASBの基準設定のために役立つガイダンス（例：概念フレームワーク）と企業に対する要求事項（すなわち、IFRS基準）の議論を明確に区別すべきである。
- 開示の問題点は、情報が電子的に報告・消費される場合には、必ずしも同一ではなく、また、開示原則DPの議論の一部は、デジタル報告の場合には目的適合性が低くなるなど、デジタル報告についても考慮すべきである。
- 開示に関する要求事項の基準レベルの見直しを支持する。

2. 議論の状況

ASBJが行った主な発言の要旨は以下のとおりである。

- (1) 時間軸を含め、ディスクロージャー関連プロジェクトの全体像が不明確であることが懸念される。また、今後どのような変化が生じるのかという点について、関係者がどのような期待をするのかを管理することも重要である。

- (2) 本プロジェクトの最終目標は、基準レベルの開示の見直しであると理解しているが、ロードマップを示してほしい。どのような行程で、いつ、基準レベルの開示の見直しに至るのかを理解することが、我々にとっては重要である。
- (3) IASB は、本プロジェクトの結果、公表される文書が、会計基準なのか概念フレームワークなのか、それとも教育マテリアルなのかを明らかにすべきである。

ASBJ の発言に対して、複数の ASAF メンバーからも、基準レベルの開示の見直しを進めることを支持する意見が聞かれた。

このほか、開示原則とデジタル報告の関係について複数の意見が聞かれた。この点に関して、現状は、デジタル報告の概念が極めて抽象的であるため、本プロジェクトにおいて、どのようなデジタル報告を想定するのか明らかにすべきである旨を述べた ASAF メンバーがいた。また、ある ASAF メンバーは、デジタル報告では開示の水準も現在とは変わるべきであり、情報がどのように使用されるかに合わせて進化し続けていくべきであると述べた。